

別表十二（十五）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が震災特例法第18条の3（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による積立額5」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」の欄に記載し、かつ、「12」の欄の金額を同表「49」の欄に記載します。
- 3 「(4)のうち剰余金の処分による積立額6」の欄に金額の記載がある場合には、「12」の欄の金額を別表四「49」の欄に記載します。
- 4 「均等益金算入額15」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 平成28年4月1日以後に震災特例法第18条の3第1項の指定又は令和3年改正法附則第103条第2項《再投資等準備金に関する経過措置》に規定する旧指定を受けた法人にあつては「120又は」を消し、同日前に同項に規定する旧指定を受けた法人にあつては「又は60」を消します。
 - (2) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。
- 5 この明細書のⅡは、法人が震災特例法第18条の4第1項《再投資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載します。